

第 56 期 業務及び財産の状況に関する説明書類

(公認会計士法第 34 条の 16 の 3 に規定する公衆縦覧書類)

公衆縦覧開始日 令和 7 年 8 月 28 日

自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 30 日

八重洲監査法人

業務及び財産の状況に関する説明書類

第56期 令和6年7月1日から令和7年6月30日

令和7年8月28日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名 八重洲監査法人

所在地 東京都千代田区紀尾井町3番12号

紀尾井町ビル17階

代表者 代表社員 理事長 渡邊 考志

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

目的

- (1) 財務書類の監査又は証明の業務
- (2) 株式公開を目的とした財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- (3) 内部統制制度に関する調査若しくは立案又は相談の業務
- (4) 前各号以外の保証業務及び合意された手続による業務

沿革

(1)昭和44年11月4日	公認会計士元吉重成、他4名により、大蔵省に設立を申請
(2)昭和44年12月15日	上記申請に基づき、昭和44年12月3日付認可され、東京都中央区京橋1丁目7番地に監査法人八重洲事務所を設立
(3)昭和51年6月9日	岐阜県岐阜市に、従たる事務所として岐阜事務所を新設
(4)昭和52年6月25日	主たる事務所を東京都中央区京橋二丁目12番4号に移転
(5)昭和56年12月25日	京都府亀岡市に、従たる事務所として京都事務所を新設
(6)平成4年12月14日	北海道札幌市に、従たる事務所として札幌事務所を新設
(7)平成9年11月25日	監査法人の名称を八重洲監査法人と改称

(8)平成14年8月8日	従たる事務所である岐阜県岐阜市の岐阜事務所を廃止
(9)平成19年6月15日	主たる事務所を東京都中央区八重洲一丁目5番17号に移転
(10)平成19年7月31日	従たる事務所である北海道札幌市の札幌事務所を廃止
(11)平成22年6月1日	従たる事務所である京都府亀岡市の京都事務所を廃止
(12)平成24年6月1日	Kreston International (現: Kreston Global、本部: 英国) にメンバーファームとして加盟
(13)平成28年6月15日	主たる事務所を現在地である東京都千代田区紀尾井町3番12号に移転

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当監査法人は、無限責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当監査法人は、当事業年度において、「金融商品取引法」及び「会社法」に基づく監査10社、「会社法」に基づく監査14社、「私立学校振興助成法」に基づく監査2校、「労働組合法」に基づく監査2組合、「その他の法定監査」の監査2社、「その他の任意監査」の監査39社、合計69社の監査証明業務を実施しました。また、「大会社等」2社、「その他の会社等」3社の非監査証明業務を実施しました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和7年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
金商法・会社法監査	10社	10社
金商法監査	—	—
会社法監査	14	1

学校法人監査	2	—
労働組合監査	2	—
その他の法定監査	2	—
その他の任意監査	38	—
計	68	11

(4) 非監査証明業務の状況

区分	対象会社等数	収入金額	備考
大会社等	2社	3,638千円	合意された手続
その他の会社等	3社	2,700千円	合意された手続
その他	—	—	

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

経営の基本方針

当監査法人では「公正性で社会に貢献する」を理念とし、監査パートナー（無限責任社員）全員が経営に直接関与し、社員会および品質マネジメント本部に属する各委員会の合議等を通じて、相互に監視・牽制することにより組織の規律と監査品質を確保することを基本方針としております。

経営管理に関する措置

経営の最高意思決定機関である社員会のもと、経営管理組織として理事会、人事部、トータルサポート部、国際部、事業開発部等を設けて、法人組織全体の運営をサポートしております。

また、品質マネジメント全般を統括し品質目標の呈示を行う組織として、品質マネジメント本部を設置しております。品質マネジメント本部のもとに職業倫理に関する検討を行う倫理委員会、監査チームの日常的監視・定期的検証・改善勧告を行う内部検査委員会、監査契約・更新・監査計画・監査意見に関する審査を行う審査委員会、IT環境の整備や情報セキュリティ対策を行う監査システム委員会、監査調書の管理及び専門要員の配置・検討を行う監査業務委員会、マニュアル、ツールの研究・開発等を行う業務推進委員会、そして新基準等のキャッチアップ及び展

開等を行うナレッジ担当ならびにIT監査におけるニーズや問題点の把握、展開等を行うIT監査担当を設けております。

業務の実施（エンゲージメント・パフォーマンス）を行うすべての監査チームが監査品質の中核を担うとの認識のもと、各々の監査チームが経営の最高意思決定機関である社員会、ならびに品質マネジメント本部に属する各委員会と直接にコンタクトできる風通しの良い組織設計及び運営を意図しております（「四．監査法人の組織の概要」参照）。

さらに経営から独立した第三者機関としての評議員を選任し、社員会による意思決定プロセスの監視と、ガバナンス評価・助言を受けております。

法令遵守に関する措置

当監査法人では社員および専門職員の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するとともに、公正性で経済社会に積極貢献する意識を醸成するため、行動指針および品質管理規程の中に職業倫理に関する規定を設け、当監査法人及び専門要員に遵守を義務付けています。

また法令等に反する行為や反する恐れのある行為（不正会計、監査法人及び専門要員の独立性疑義、インサイダー取引等）に関する情報を広く内外から受け付ける窓口として、ホームページ上に監査ホットラインを開設しています。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

当監査法人は、監査業務の品質を適切に保つために品質管理規程（規定編およびマニュアル編）を策定し、監査業務が同規程に従って適切に実施されていることを確保するための方策を講じております。

その主な取組状況は下記のとおりです。

業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

（職業倫理）

当監査法人では公認会計士法、関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則に基づいて、品質管理規程の中に職業倫理に関する規定を設け、当監査法人及び構成員に遵守を義務付けております。職業倫理の一貫としてインサイダー取引防止規程を定め、全構成員に遵守を義務

付けています。

(独立性)

当監査法人では専門業務の実施に当たり、法令の独立性に関する法改正対応解釈指針及び日本公認会計士協会の倫理規則を遵守することを目的として品質管理規程の中に独立性に関する規定を設け、当監査法人及び構成員に遵守を義務付けております。毎年7月1日現在及び必要となる時点において、独立性の保持のための方針及び「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を確認し、法人及び全構成員に提出を求めています。

(ローテーションの方針及び手続)

「業務執行社員等の選任に関する規程」に監査責任者（業務執行社員）等のローテーションの方針及び手続を定めており、その概要は下記のとおりです。

- i 大会社等の業務執行社員及び審査担当者の業務執行年限は累積7会計期間までとし、すべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、当該累積会計期間の翌会計期間以後の会計期間に係る当該大会社等の財務書類について、以下の役割に応じたインターバル期間に監査関連業務を行ってはならない。
 - a. 筆頭業務執行社員として監査関連業務を行った場合には、5会計期間（ただし最短でも2年間）。
 - b. 業務執行社員及び審査担当者として監査関連業務を行った場合には、それぞれ2会計期間、3会計期間（ただし最短でも2年間）。
- ii 社会的影響度が特に高い会社（時価総額が概ね5,000億円以上の上場会社）の監査関連業務において、監査補助者であった者が継続して業務執行社員として監査関連業務を行う場合、業務執行社員としての業務執行年限は超えていなくても、それ以前の期間の長さも考慮し、合計10年間までとする。
- iii 訂正報告書に対する監査証明業務においては、関与期間を以

下の通りとする。

- a. 新監査責任者については、訂正報告書の財務諸表訂正対象期間ではなく、実際に監査業務を実施した期間に基づいて関与期間を計算する。
- b. 前監査責任者については、訂正報告書の財務諸表訂正対象期間に基づいて関与期間を計算し、実際に監査業務を実施した期間における関与としては計算しないものとする。
- iv その他会社等の業務執行社員及び審査担当者の業務執行年限は、原則として累積10会計期間までとし、すべての会計期間に係る財務書類について監査関連業務を行った場合には、当該累積会計期間の翌会計期間以後の2会計期間に係る当該その他の会社等の財務書類について監査関連業務を行ってはならない。
- v 業務執行社員は、事業年度毎に社員会の承認をもって定める。

業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人では、関与先との契約の新規の締結又は更新にあたり、独立性確認手続、不正リスクを含むリスク評価手続を実施し、所定の法人内承認手続を義務付けています。以下の全てを満たした場合のみ関与先との契約の新規の締結又は更新を行うことが可能になります。

- i 当監査法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。
- ii 当監査法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。
- iii 当監査法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

また新規契約及び更新の際の検討事項には、以下の情報収集が含まれます。

- i 関与先の業種及び関連する規制要因
- ii 関与先の特性（例えば、事業、組織構造、所有権とガバナンス、

ビジネスモデル及び資金調達方法)

iii 適用される財務報告の枠組み

業務を担当する社員その他の者の選任

当監査法人では、監査業務を適切に実施するため、社員や主査、審査担当者などの選任に際して、以下の方針に基づき対応しております。

監査責任者や主査については、評価情報や経歴等の情報を基に、監査業務経験・専門知識・フレッシュアイ等の観点から監査チームの適性及び能力を検討し、これをもとにローテーション計画を策定しております。この計画は、人的資源を考慮したうえで作成しており、社員会の承認を得たうえで実行しております。

審査担当者についても、適格性や客観性を評価し、ローテーションを含めた配置を計画的に行っております。また、品質管理のモニタリングを担う内部検査委員長は、監査や品質管理に関する十分な経験を有する者の中から選任しています。

品質管理責任者である品質マネジメント本部長については、業務を遂行するための知識・経験・権限と十分な時間を有する者を任命し、説明責任を果たせる体制としています。これらの対応を通じて、監査の品質を安定的に確保することを目指しております。

人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

監査業務の品質が優先されるという姿勢を反映した評価基準及び在職年数等を考慮して社員の報酬案を決定し、社員会における決議事項としております。

イ. 社員及び使用人その他の従事者の研修に関する事項

すべての専門要員に対して継続的な教育・訓練を受けるための機会を積極的に与えております。

なお、業務推進委員会は、法人内の年間研修計画書を策定し、総

務担当は、専門要員のC P D履修状況を検討し、履修単位不足が判明した場合には、速やかに不足の履修単位を修得するまで、監査業務に従事することを制限する等の措置をとることとしております。

ウ. その他

該当事項はありません。

業務の実施及びその審査

監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアル等として定め、それらに基づいて業務を実施しております。

ア. 専門家の見解の問合わせ

- i 専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合わせを実施します。
- ii 専門的な見解の問合わせが適切に実施されるように、当監査法人内外において、十分な人材等を確保します。
- iii 専門的な見解の問合わせの内容、得られた見解を文書化し、専門的な見解の問合わせの依頼者と助言者が同意します。
- iv 専門的な見解の問合わせから得られた見解に対処します。

イ. 監査上の判断の相違の解決

- i 専門的な見解の問合わせを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければなりません。
- ii 監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはなりません。

ウ. 監査証明業務に係る審査

全ての監査業務について、監査意見の表明に先立って、「品質管理規程」に定めた方針及び手続、「審査委員会規則」に基づいて所定の審査が行われます。審査は監査計画から監査意見形成にいたる監

査業務全般を対象とし、関与先ごとに選任された審査担当者（レビューパートナー）により実施されます。

審査担当者の適格性、客観性を確保する具体的な規程を整備しています。

- エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況
- 監査ファイルの電子化については、現在段階的に導入を進めています。
- アーカイブ後の電子調書ファイルは品質管理責任者の管理下に置き、監査チームその他の下が編集できない仕組みとしております。
- 紙面調書については、監査ファイルの最終的な整理の完了時点で原本を直ちに外部倉庫に保管し、以後品質管理責任者の管理下に置くことで監査チームが原本にアクセスできない仕組みとしております。

オ. その他

該当事項はありません。

業務に関する情報の収集及び伝達

当監査法人は、品質管理に関連する各委員会から伝達される監査業務に関する情報を、社員会において共有し、各監査チームへの浸透を図っております。

また、監査役等に対しては、監査または期中レビューの進捗に応じ、定期的に書面や面談等により品質管理に関する情報の報告または説明を行っております。

前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、品質管理規程（規定編及びマニュアル編）において、監査人の交代に関する監査業務の引継に関する方針及び手続を定めております。

から までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人は、品質管理規程（規定編およびマニュアル編）を定め、品質管理システムに関する役割と責任を負う個人を明確化しています。

i 品質管理システムに関する最高責任者

理事長は、当監査法人の品質管理のシステムに関する説明責任を含む最終的な責任を負います。

ii 品質管理システムの整備及び運用に関する責任者

品質マネジメント本部長は、品質管理のシステムの特定の側面の運用に関する責任を含む品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負います。

なお、品質管理のシステムの特定の側面の運用に関する責任には、独立性に係る要求事項の遵守やモニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任を含みます。

から までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人は、品質管理システムの構成要素毎に品質目標を設定しており、その達成を阻害し得る品質リスクを識別し評価しております。その上で品質リスクに対処するための対応を整備し運用しております。

から までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用についての情報を適時に提供し、識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定めております。

モニタリング活動は、日常的モニタリング活動と定期的なモニタリング活動の組合せにより構成されております。日常的モニタリング活動は、当監査法人のプロセスに組み込まれて、状況の変化に対応して即時に実施されます。

定期的なモニタリング活動は、完了した監査業務の検証であり、監査責任者ごとに少なくとも一つの完了した監査業務が選定されます。

モニタリング活動における発見事項については、モニタリング及び改善プロセス自体に関するものを含め、発見事項を評価し、不備が存在するかどうかを判断します。

不備が識別された場合、その重大性と広範性を評価するために、識別された不備の根本原因を調査し、当該不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価した上で、その根本原因の分析結果に応じて、識別された不備に対処するための是正措置をデザインし、適用します。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人においては、最高意思決定機関である社員会を構成する社員は現状、公認会計士のみであり、公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことはないと考えられるため、特段の措置は講じておりません。

- (4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月
令和6年3月

- (5) 業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認
当監査法人の代表社員 理事長 渡邊 考志は、第56期（自令和6年7月1日至令和7年6月30日）の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士

と共同して行うことを含む。)に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

クレストン・グローバル (Kreston Global)

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

平成24年6月

(3) 当該業務上の提携の内容

当監査法人は英国法人のクレストン・インターナショナル・リミテッド (Kreston International Ltd.) とメンバーシップ契約を締結しています。

当該契約を締結した各国の独立したメンバーファームで構成される国際的ネットワーク組織としてのクレストン・グローバルは、世界110ヶ国以上にわたり2万7千5百人超の構成員を擁する監査・会計・税務分野における専門家ネットワークであり、その主な提携内容は以下のとおりです。

- ・ クレストン・グローバルが主催するカンファレンスへの参加を通じた人的交流による国際的ネットワークの強化及び会計・監査に関する最新情報の共有
- ・ 各国に所在するメンバーファーム相互の関与先紹介の相互支援

- ・ 国際的な品質基準に対応した監査ツールの利用
- ・ 各種教育・研修プログラムを通じた専門知識及び業務スキルの向上

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

- ・ 国際品質マネジメント基準（ISQM）等に対応した品質管理体制の構築
- ・ グローバルレビューの定期的実施

二．社員の概況

1．社員の数

公認会計士	特定社員	合計
17人	0人	17人

2．重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	重要事項の決定 （「四．監査法人の組織の概要」参照）	17人	0人	17人

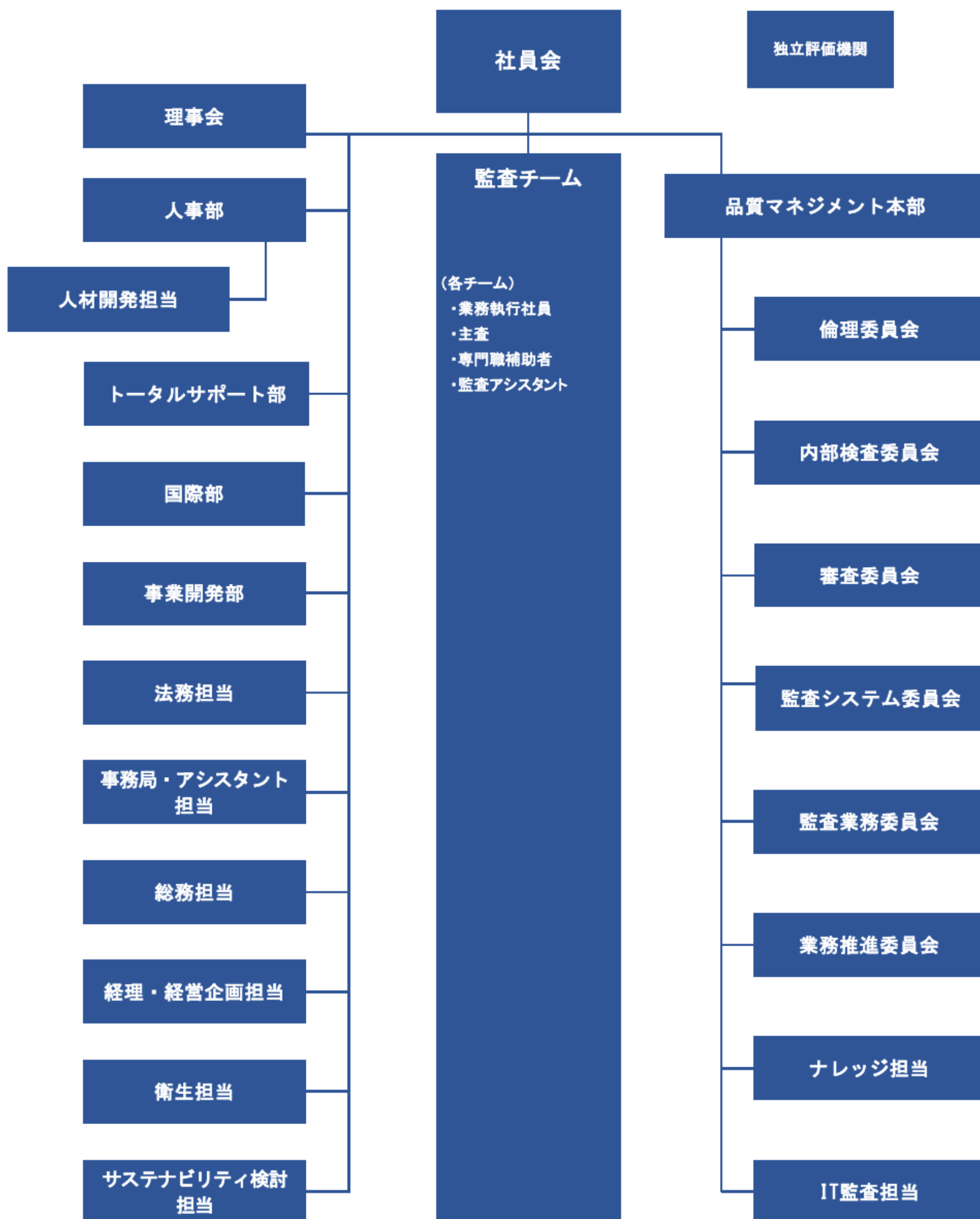
三．事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京	東京都千代田区 紀尾井町3-12	17人	0人	17人	41人 〔5人〕

注：〔 〕は非常勤職員で外数

四．監査法人の組織の概要

八重洲監査法人 組織図



五．財産の概況

１．売上高の総額

（単位：円）

	第55期 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日	第56期 令和6年7月1日～ 令和7年6月30日
売上高		
監査証明業務	834,807,770	919,757,674
非監査証明業務	8,655,400	6,338,700
合 計	843,463,170	926,096,374

２．直近の二会計年度の計算書類

当監査法人は無限責任監査法人であり、添付の必要がないため本書類に添付しておりません。

３．２．に掲げる計算書類に係る監査報告書

当監査法人は無限責任監査法人であり、添付の必要がないため本書類に添付しておりません。

六．被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

日本冶金工業株式会社

日本紙パルプ商事株式会社

日産化学株式会社

セントラル硝子株式会社

川岸工業株式会社

リスクモンスター株式会社

高橋カーテンウォール工業株式会社

株式会社 F C E

株式会社 ユシロ

丸藤シートパイル株式会社

日本総合住生活株式会社

以 上